

I. 反対尋問

- 5 1. X及びY劇薬が、どの程度Aに作用し死に至らしめているのかは明らかでないにもかかわらず、検察側は、少なくとも半分は結果の発生に寄与していると判断しているが、そのような推定を行うことについての正当な根拠は何か。
2. 検察側は、重疊的因果関係が認められる場合と択一的競合の場合を比較しているが、重疊的因果関係が認められる場合の事案では、両者の致死量の半分の毒が被害者に作用しているのは明らかであり、本件のように、どちらの劇薬の作用がどの程度作用したかが明らかでない場合と比較するのは妥当ではないのではないか。
- 10 3. XとYの行為を一括して取り除くことの根拠を、両者の行為の現実の競合に置く理論的根拠は何か。
4. XまたはYのいずれかの劇薬が、Aに作用していなかった可能性も考えられるが、そのような場合にも、競合する行為と結果との間に「事実的な結びつき」を認めてよいのか。
- 15

II. 学説の検討

A説(条件関係修正説)について

- 20 検察側は、適切な結論を導くためにXの行為とYの行為を個別に評価することを止め、代わりにXY両者の行為を一括して取り除くことで結果が発生しないという、条件公式に修正を加えることによって条件関係を肯定している。しかし、そもそもXYは共犯関係ではなく、したがって相互に因果的影響を及ぼし合っているわけではない以上、XYがそれぞれ他人の行為について負
- 25 責される理由はない¹。このような共犯関係にないXY両者の行為を一括して取り除くのは、条件公式をそのまま当てはめると条件関係が否定されてしまい、結果が不当なものになるという結論ありきの理由がある²。また結論の先取りを避けるためには一括する範囲を限定する基準が不可欠である。しかし、これにはそのような基準が内在していない³。このように結論の妥当性を導くために条件公式を修正するという方法は、便宜的にすぎると考えられるのである。ゆえに妥当ではない。よって、弁護側はこのA説を採用しない。

C説(合法則的条件説)について

- 30 検察側の主張通り、この説は条件公式を用いること無く因果関係を肯定しようとする。しかし、この説では条件関係がすなわち事実関係となり、条件関係のもつ帰責限定機能が無くなってしま
- う⁴。ゆえに妥当ではない。よって弁護側は、このC説を採用しない。

B説(条件関係否定説)について

- 35 検察側は、条件公式を維持することで条件関係が否定されてしまうのは妥当ではないとするに①から④の理由を挙げている。しかし、刑法には「疑わしきは被告人の利益に」という刑法上の推定無罪の大原則がある。したがって、行為なければ結果なしという条件公式を当てはめること

¹ 松原芳博『刑法総論』(日本評論社,2013年)62頁。

² 西田典之『刑法総論[第二版]』(弘文堂,2010年)96頁。

³ 松原芳博・前掲62頁。

⁴ 大越義久『刑法総論[第5版]』(有斐閣Sシリーズ,2012年)63頁。

が出来ず、よって X と Y に帰責性を求めることできないのは決して不合理とはいえない⁵。また、そもそも因果関係は行為と結果の結合関係を明らかにする条件関係を基礎にして、客観的帰責の範囲を規範的に限定するものである⁶。この条件公式という画一された基準を放棄して妥当な結論を導くためだけに修正した基準を用いるのは、やはり便宜的に過ぎるのであって、条件公式が

5 刑事責任の基礎を明確化し限定づける機能をもつという意味で厳守されるべきである⁷。よって、弁護側はこの B 説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

X 及び Y の罪責について

- 10 1. X の行為について業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立するか検討する。
2. (1)業務上過失致死罪の要件は①業務上必要な注意義務を怠った事、②被害者の死亡結果、③因果関係である。また①にある「業務」とは人が社会生活上の地位に基づき、反復継続して行なう行為で人の生命・身体等に危害を加える恐れのあるものをさす。
- 15 (2) X は看護師であるので、患者への薬の支給という行為は X が反復継続して行なう行為であり、また人の生命・身体等に危害を加える恐れのある行為であるといえる。そして X は医療行為に従事しているのであるから、通常よりも強い注意義務があるといえる、よって X の行為は①を充足するといえる。
- 20 (3) A は死亡しているので②も充足していると言えるが、この A の死と X の行為との間に因果関係が存在するか。そもそも因果関係とは、「あれなければこれなし」という条件関係を基礎として実行行為と結果との間の刑法上の結びつきを判断するものである。行為と結果との間に何らかの結びつきがあるというだけで、直ちにその行為に違法性を肯定する事はできない。実行行為の持つ高度の危険性が結果として現実化した場合のみ、因果関係を認めるべきである。弁護側は因果関係の判断につき、B 説をとる所、その行為が行なわなければその結果が発生しなかったといえる場合に因果関係の基礎である条件関係が認められる。
- 25 (4) 本問においては X が仮に毒薬を支給しなかったとしても Y が毒薬を支給してしまっているので、A が X・Y どちらかの毒薬の作用によって死んだのかが明らかにならず、Y の毒薬の作用によってのみで死亡した可能性を否定できない。そのため X の行為が無くとも A の死亡結果が発生した可能性があるといえ、条件関係が否定され因果関係が認められない。
- 30 3. よって X の行為には業務上過失致死罪は成立しない。
4. Y の場合も同様に考えられるので、Y の行為にも業務上過失致死罪は成立しない。

Ⅳ. 結論

X・Y の行為は、共に業務上過失致死罪が成立せず、X・Y は何ら罪に問われない。

以上

⁵ 曾根威彦『刑法総論[第 4 版]』(弘文堂,2008 年)54 頁。

⁶ 西田典之・前掲 93 頁。

⁷ 川端博『刑法総論 25 講』(青林書院,1993 年)33 頁。